

# 令和7年度 第1回富里市教育委員会定例会議

日時：令和7年4月22日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

## 会議次第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録及び臨時会議会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
  - (1) 富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育課）
  - (2) 富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
- 6 報告事項
  - (1) 学校適正規模・適正配置について（学校教育課）
  - (2) 令和6年度いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会について（学校教育課）
  - (3) 教育長専決事項について【共催・後援関係：5件】
  - (4) 月例報告
- 7 その他
- 8 教育長閉会宣言

## 教 育 長 報 告

### 1 教育長出席行事・会議等

- 3月 27日 印旛郡市文化財センター理事会（印旛郡市文化財センター）  
28日 令和6年度末教職員辞令交付式（多古町コミュニティプラザ）  
令和6年度末富里市教職員辞令伝達式（中央公民館4階大会議室）  
31日 辞令交付式（市長室）
- 4月 1日 辞令交付式  
第1回教育委員会臨時会議（中央公民館2階小会議室）  
2日 富里市校長会（中央公民館4階大会議室）  
3日 富里市教頭会（中央公民館4階大会議室）  
4日 印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会（印旛合同庁舎）  
印旛地区教育委員会連絡協議会教育長会議（印旛合同庁舎）  
8日 市立中学校入学式（富里北中学校）  
9日 市立小学校入学式（根木名小学校）  
10日 市立幼稚園入学式（富里幼稚園）  
15日 印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会（ウエルコ成田）  
16日 家庭教育学級主事・学級長会議（中央公民館4階大会議室）  
令和7年度富里市学校教育研究会定期総会（日吉台小学校）  
18日 千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会（ホテルポートプラザちば）  
20日 青少相感謝状贈呈式及び委嘱状交付式（中央公民館講堂）  
22日 第1回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

### （予 定）

- 4月 23日 旧岩崎家末廣別邸主屋内覧会（旧岩崎久彌末廣農場別邸公園）  
千葉県市町村教育委員会連絡協議会幹事会（流山市役所）  
26日 旧岩崎家末廣別邸主屋の一般公開を記念するセレモニー（旧岩崎久彌末廣農場別邸公園）
- 5月 7日 富里市校長会（富里北中学校）  
10日 富里市PTA連絡協議会総会（中央公民館4階大会議室）  
13日 公益財団法人印旛・柏文化財センター理事会（印旛・柏文化財センター）  
20日 千葉県市町村教育員会連絡協議会定期総会（流山市文化会館ホール）  
27日 学校訪問（富里中学校・富里第一小学校）  
第2回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

議案第1号

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を市議会に提出したいので、富里市教育委員会行政組織規則第8条第22号の  
規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年4月22日提出

富里市教育委員会教育長 大澤 昌宏

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について（概要）

1 改正理由

令和7年9月から富里市学校給食センターの共同利用を酒々井町と開始するに当たり、富里市学校給食センター運営委員会に同町の委員を加えるため、所要の改正を行うものです。

**富里市学校給食センター運営委員会**

学校給食センター運営委員会は教育委員会の附属機関で、給食センターの運営に関する事項について、調査及び審議を行います。

2 改正内容

富里市学校給食センター運営委員会の委員の定数を6名から9名とします。なお、同委員会の委員は、次に掲げる者により構成するものとします。

- (1) 小学校及び中学校の長
- (2) 小学校及び中学校の保護者代表
- (3) 市立幼稚園長
- (4) 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師
- (5) 市長部局の職員
- (6) 識見を有する者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 施行期日

令和7年7月1日

(案)

議案第 号

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 7 年 月 日提出

富里市長 五十嵐 博文

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 3  
3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「6 人」を「9 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前
(運営委員会) 第5条 (略) 2 (略) 3 運営委員会の委員の定数は、 <u>9人</u> 以内とする。  <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年7月1日から施行する。</u>		(運営委員会) 第5条 (略) 2 (略) 3 運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> 以内とする。

議案第2号

富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について

富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定することについて、富里市教育委員会行政組織規則第8条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年4月22日提出

富里市教育委員会教育長 大澤 昌宏

## 議案第 2 号

### 富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

#### 1 改正理由

令和 7 年 9 月から富里市学校給食センターの共同利用を酒々井町と開始するに当たり、富里市学校給食センター運営委員会に同町の委員を加えるため所要の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

酒々井町から選出する委員については、同町との協議の中で、町立学校長から 1 名、保護者代表 1 名、学識経験者 1 名の選出とすることが予定されていることから、これらに対応できるように組織構成を改正します。

#### 3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

## 富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

富里市学校給食センター運営委員会規則（昭和48年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」を「富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第33号）」に改める。

第2条中「の各号」及び「それぞれ1名を」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 小学校及び中学校の長
- (2) 小学校及び中学校の保護者代表
- 第2条第4号を次のように改める。
- (4) 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師

第2条第6号中「認めるもの」を「認める者」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の一号を加える。

- (6) 識見を有する者
- 第3条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第7条を次のように改める。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

## 富里市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第33号）の規定に基づき、富里市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に開し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第2条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。	(目的) 第1条 この規則は、富里市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、富里市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に開し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第2条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ1名を教育委員会が委嘱する。 (1) 小学校及び中学校の長 (2) 小学校及び中学校の保護者代表 (3) (略) (4) 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師 (5) (略) (6) 識見を有する者 (7) 前各号に定めるもののほか教育委員会が必要と認める者
(委員の任期) 第3条 (略) 2 委員に欠員が生じた場合（委員が前条第1号から第6号までに該当しなくなった場合を含む。）は、補欠委員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。	(委員の任期) 第3条 (略) 2 委員に欠員が生じた場合（委員が前条第1号から第5号までに該当しなくなった場合を含む。）は、補欠委員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
(補則) 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。  附 則 この規則は、令和7年7月1日から施行する。	(例規の準用) 第7条 この規則に定められるもののほか、必要な事項については教育委員会規則及び市例規の規定を準用する。

# 学校適正規模・適正配置について

## 1 現状と課題について

### 1 市の人口の見通しについて

#### (1) 富里市総合計画と国立社会保障・人口問題研究所の推計

富里市は、平成12年の国勢調査の結果、人口5万人を超えたことから、平成14年4月に、市制施行しました。以降、現在まで若干、人口は減少傾向ではあるものの、近年は、おおむね4万9,000人台で推移しています。令和7年度から令和22年度までの人口推計は、富里市総合計画（自然体ケース）及び国立社会保障・人口問題研究所で試算されており、その数値は下記のとおりで、令和32年度以降は、市総合計画の推計では、人口が4万人を下回る見込みとなっております。

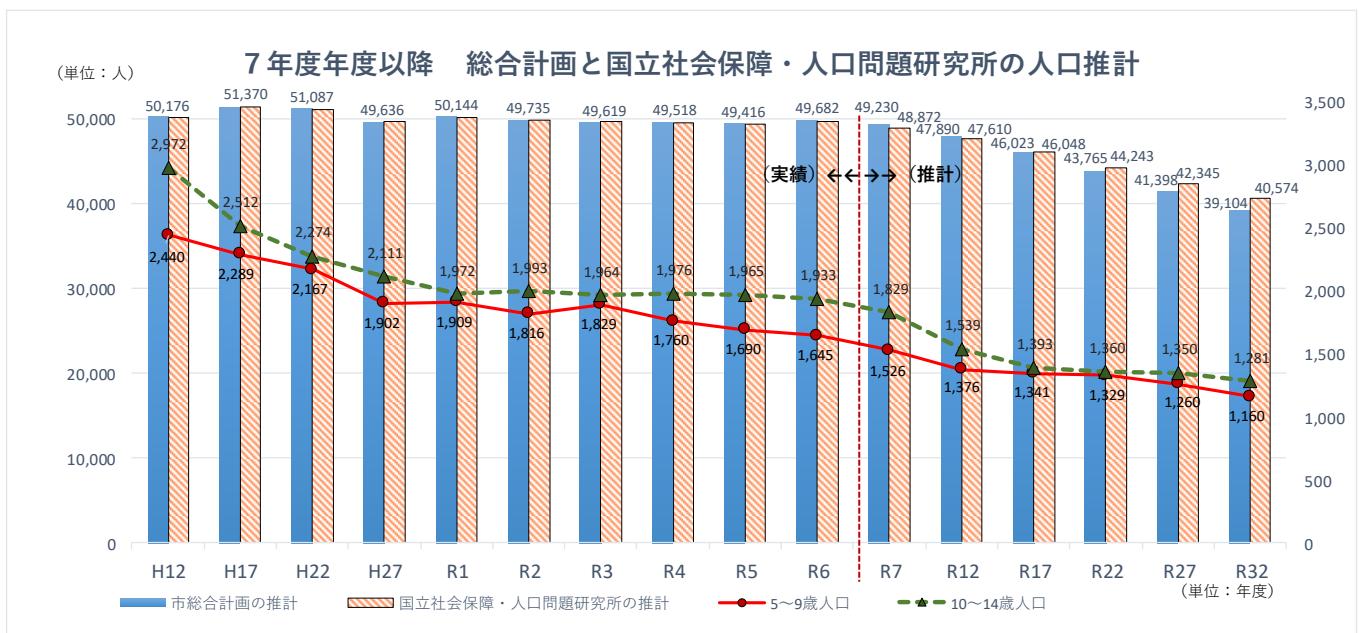
(単位：人)

年度	H12	H17	H22	H27	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R17	R22	R27	R32
	実績										推計					
項目	2000	2005	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035	2040	2045	2050
市総合計画の推計	50,176	51,370	51,087	49,636	50,144	49,735	49,619	49,518	49,416	49,682	49,230	47,890	46,023	43,765	41,398	39,104
国立社会保障・人口問題研究所の推計	50,176	51,370	51,087	49,636	50,144	49,735	49,619	49,518	49,416	49,682	48,872	47,610	46,048	44,243	42,345	40,574
5～9歳人口	2,440	2,289	2,167	1,902	1,909	1,816	1,829	1,760	1,690	1,645	1,526	1,376	1,341	1,329	1,260	1,160
10～14歳人口	2,972	2,512	2,274	2,111	1,972	1,993	1,964	1,976	1,965	1,933	1,829	1,539	1,393	1,360	1,350	1,281

※平成12年度～平成27年度及び令和2年度は、国勢調査人口による。

※令和元年度及び令和3年度～6年度は、学校基本調査の基準日に合わせ、住民基本台帳人口（各年5月1日現在）の人口による。

※令和7年度以降は、市総合計画と国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値（人口・5歳～9歳・10歳～14歳）。



## (2) 小・中学校の児童生徒数及び学級数の推計

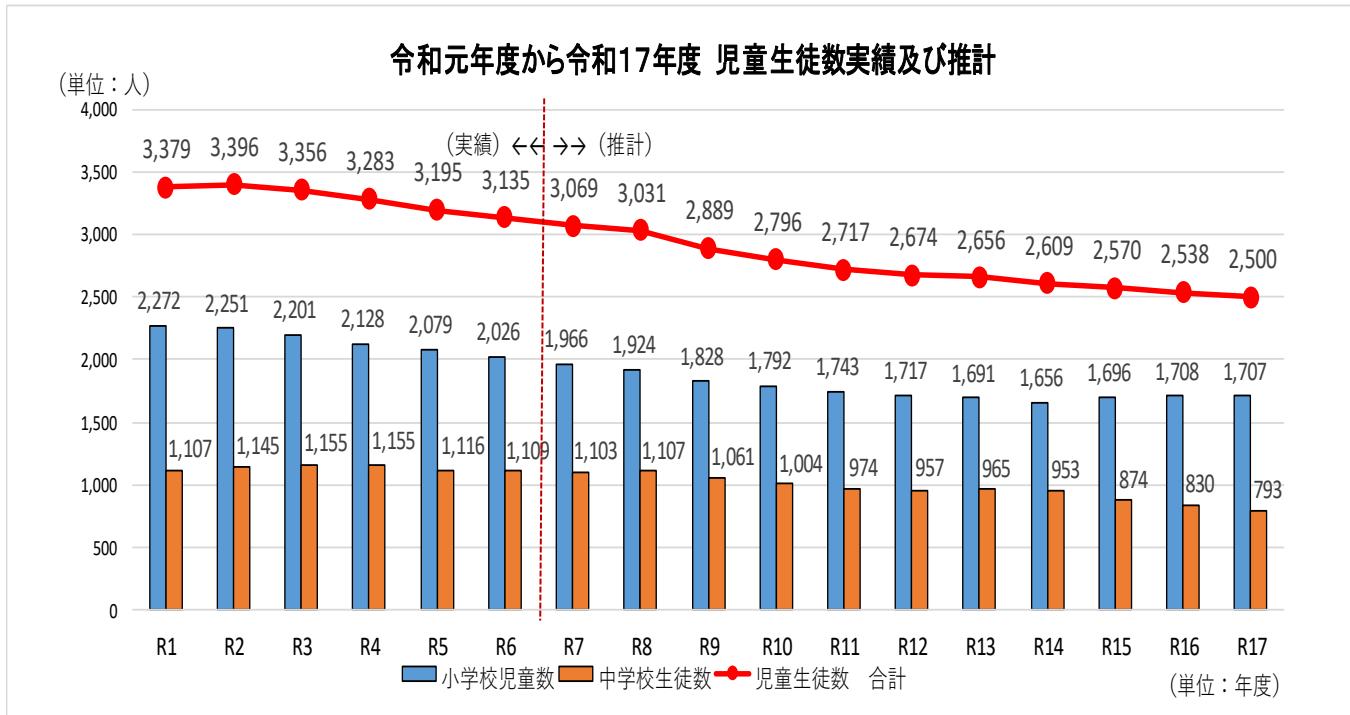
### ① 児童生徒数の推移と見込み

令和6年度の小・中学校の実績数から、令和7年度以降は各学年の人数を毎年度スライドさせ、また小学校の新1年生は、住民基本台帳上の未就学児の人数及び今後の見込みなどから試算し、令和7年度から令和17年度までの児童生徒数を推計しました。

市の総合計画等の推計とは異なるものの、児童生徒数の減少傾向は今後も続くことが予想されるところから、令和7年度に比べ10年後の令和17年度は、児童数は259人減（約13.2%減）、生徒数は310人減（約28.1%減）になることが予想されます。

なお、この試算では、転入転出や指定学校の変更等は加味しておりません。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	実績						推計										
項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
小学校児童数	2,272	2,251	2,201	2,128	2,079	2,026	1,966	1,924	1,828	1,792	1,743	1,717	1,691	1,656	1,696	1,708	1,707
中学校生徒数	1,107	1,145	1,155	1,155	1,116	1,109	1,103	1,107	1,061	1,004	974	957	965	953	874	830	793
児童生徒数 合計	3,379	3,396	3,356	3,283	3,195	3,135	3,069	3,031	2,889	2,796	2,717	2,674	2,656	2,609	2,570	2,538	2,500



※令和6年度以前の各年度は、学校基本調査（各年5月1日現在）の人数による。

※令和7年度から令和12年度は、令和6年度の児童生徒数及び「住民基本台帳の未就学の6歳から1歳児」を、以降1学年スライドさせて試算した。

※令和13年度の小・中学校の新1年生の人数は、令和7年度から令和12年度までの平均人数とし、令和17年度までマイナス2.5%（年0.5%マイナス）として推計した。

※令和13年度から令和17年度の児童生徒数は、令和12年度以降1学年スライドさせて試算した。

## ② 小・中学校別 児童生徒数の推移と見込み

各小・中学校別の児童生徒数の推計は、下記のとおりです。

富里小学校区や七栄小学校区では、昨今、宅地開発等が行われている地区が一部あり、児童数の増加に影響を及ぼす可能性もありますが、推計には加味しておりません。

浩養小学校区と根木名小学校区では、児童数の減少傾向が顕著に見られ、令和17年度は令和元年度に比べ児童数が半数を下回る可能性があります。なお、浩養小学校は、市で唯一、「小規模特認校」として指定していることから、その申請件数によっては、児童数は推計より増加する可能性があります。

富里南小学校区は、葉山地区で開発行為が進んでいる地区もあり、令和7年度以降も、おおむね340人台で推移することが予想されます。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
富里小学校	697	705	695	680	694	683	662	652	627	600	568	580	578	561	574	584	591
富里第一小学校	126	132	135	131	130	128	122	124	120	118	119	119	126	118	121	119	117
富里南小学校	436	428	423	398	393	368	363	351	334	349	343	343	339	344	349	343	342
浩養小学校	83	82	84	78	72	76	68	59	51	47	44	38	32	30	31	34	34
日吉台小学校	355	333	339	351	341	329	331	330	304	282	269	249	229	219	227	237	240
根木名小学校	167	148	143	148	144	140	132	122	113	98	90	86	80	80	83	87	86
七栄小学校	408	423	382	342	305	302	288	286	279	298	310	302	307	304	311	304	297
合 計	2,272	2,251	2,201	2,128	2,079	2,026	1,966	1,924	1,828	1,792	1,743	1,717	1,691	1,656	1,696	1,708	1,707
富里中学校	649	688	712	731	729	698	686	685	668	631	610	606	585	586	545	541	513
富里北中学校	216	201	189	173	152	166	166	169	157	163	162	157	166	166	145	114	101
富里南中学校	242	256	254	251	235	245	251	253	236	210	202	194	214	201	184	175	179
合 計	1,107	1,145	1,155	1,155	1,116	1,109	1,103	1,107	1,061	1,004	974	957	965	953	874	830	793

## ③ 小・中学校別 通常学級数の推移と見込み

浩養小学校においては、令和5年度以降は、複式学級を解消する目的で、各学年に1人ずつ担任を置く必要から、市会計年度任用職員として小規模特認校講師を1名配置しています。なお、この推計では令和9年度以降は、人数を2名以上の配置を要することが予想されます。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
富里小学校	23	23	22	21	22	22	21	21	21	20	19	20	20	19	19	19	19
富里第一小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
富里南小学校	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
浩養小学校	6	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3
日吉台小学校	13	13	12	12	12	12	12	12	11	10	10	9	9	9	10	11	11
根木名小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
七栄小学校	14	13	12	12	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12
合 計	81	80	77	75	75	75	73	73	71	70	69	69	69	67	68	69	69
富里中学校	19	19	20	21	21	19	18	18	17	16	15	15	15	15	14	14	14
富里北中学校	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	3	
富里南中学校	9	8	8	9	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合 計	35	33	34	36	35	32	31	31	29	28	27	27	27	25	24	23	

※「複式学級」：2つ以上の学年を1つに編制した学級。小学校では他学年とあわせて16人以下の場合は、1学級となる。（ただし1年生を含むときは8人以下となる。）

※学級数は通常学級のみで計上。中学校は令和8年度以降も40人学級で計上している。

## 2 学校適正規模・適正配置係る国の動向について

国においては、少子化等の進行等を踏まえ、平成27年1月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（以下「国の手引き」という。）が通知され、各学校設置者が地域の実情に応じた学校教育のあり方や、学校規模を主体的に検討するための基本的方向性や留意点が示されました。

国の手引きでは、小学校は、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上であることが必要としつつ、クラス替えや同学年に複数教員を配置する必要性などから、1学年2学級以上（12学級以上）が望ましいとされています。

また、中学校においては、クラス替えを可能とするためには、1学年2学級以上であることが必要としつつ、免許外指導をなくすためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされています。

なお、適正な学校規模等の考え方について、国の法令等では、それぞれ下記のとおり示されています。

### （1）法令等から見た学校の適正規模・適正配置の考え方

#### ① 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部科学省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条（中略）の規定は、中学校に準用する。（以下略）

#### ② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

（1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。（以下略）

#### ③ 学級級数による学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校1～5 中学校1～2	小学校6～11 中学校3～11	<u>12～18</u>	19～30	31学級以上

#### ④ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）

（学級編制の標準）

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人→35人 ※R7年度から全ての学級で学級編制の標準学級が35人となります。
	2の学年の児童で編制する学級 (複式学級)	16人 (第1学年の児童を含む学級の場合8人)
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人 ※国の政策として、R8年度から段階的に35人学級の導入が検討されています。
	2の学年の生徒で編制する学級 (複式学級)	8人

## (2) 学校適正規模の目安

国の手引き等では、学校規模が標準を下回る場合の対応の目安として、下記のとおり示されています。

### ① 小学校

区分	通常学級数	状況	対応の目安（抜粋）
過小	1～5	複式学級が存在する。	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
小規模校	6	クラス替えができない。	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	7～8	全学年ではクラス替えができない。	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。
	9～11	半分以上の学年でクラス替えができる。	
適正規模	12～18	クラス替えができる。	
大規模校	19～30		
過大	31以上		

### ② 中学校

区分	通常学級数	状況	対応の目安（抜粋）
過小	1～2	複式学級が存在する。	教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
	3	クラス替えができない。	教育上の課題があり、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、児童数が少ない場合は特に課題が大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
小規模校	4～5	全学年ではクラス替えができる学年が少ない。	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。
	6～8	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる。	学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理し、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。
	9から11	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置や、免許外指導の解消が課可能となる。	教育上の課題を整理した上で、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。
適正規模	12～18	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。	
大規模校	19～30		
過大	31以上		

### 3 学校規模による利点（メリット）と課題（デメリット）

学校の適正配置や適正規模を考える上で、学校規模による利点と課題を考慮する必要があります。

国の手引きなどを参照し、教育指導面、学校運営面等から、利点と課題について下記のとおり整理しました。

#### （1）小規模校の教育活動の特徴

	利点（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども同士がお互い顔なじみであるため、家庭的な雰囲気の中で学習することができる。また、教員のきめ細かな指導がしやすく、子どもや保護者に対して一人一人に寄り添い安心した学校生活を送らせることができる。</li> <li>② 授業や学校行事・部活動等において意見や思想を発表できる機会など、一人一人の活躍の機会が多くなる。</li> <li>③ 理科室・音楽室等の特別教室や体育館等を、余裕を持って使うことができる。</li> <li>④ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。</li> <li>⑤ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な意見に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる場合がある。また、班活動の際に、多くの班を作ることができず、他班との比較がしにくいため、学習への理解を深めたり、学習内容を広げたりすることが難しい。</li> <li>② グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</li> <li>③ 学年が1クラスの場合は、卒業まで同じ集団で過ごすこととなり、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。また、男女比に偏りが生じやすい。</li> <li>④ クラブ活動や部活動では種目数が少なく、自分のやりたい種目を選ぶことができない場合がある。</li> <li>⑤ 複式学級の場合、学年差・能力差に応じた指導や個への配慮について難しさがある。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教員の人数が少ないため、教職員間の意思疎通が図りやすく、連絡調整や相互連携がしやすい。</li> <li>② 校内の会議の開催数を減らしやすい。</li> <li>③ 全教職員で全校児童に関わり、学校全体で全校児童を見守ることができる。</li> <li>④ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経験年数、専門性、男女比等のバランスのとれた職員配置が行いにくい。</li> <li>② 教職員一人当たりの校務の分掌も多くなり、分掌への配置人数が少なく負担が大きくなる。</li> <li>③ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。また、出張や休暇等で教員が欠けたときに、教員が少ないため補欠の対応が難しい。</li> <li>④ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> <li>② 緊急時の一斉下校や、保護者等への児童引き渡し等の際、短時間で終了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時や災害時の対応では、割ける人数が少なくなる。</li> <li>② 修学旅行や卒業アルバムの作成などでは、保護者の経済的な負担が大きくなったり、修学旅行の行き先が限定されたりする場合がある。</li> <li>③ P T A活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>

## (2) 大規模校の教育活動の特徴

児童生徒数や学級数が多い大規模校では、多様な人間関係に触れたり、お互いが切磋琢磨したりする機会が多いという「利点」があります。

しかし、集団で行う学校教育でも、集団が大きくなりすぎると様々な「課題」が生じてきます。

	利点（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒が多くの友人や教職員と出会うことで、集団の中での協調性や連帯感、積極性、向上心が生まれやすい。</li> <li>② 運動会や音楽行事等ではたくさんの種目や演奏を行うことができるなど、学校行事に活気が生まれる。</li> <li>③ グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</li> <li>④ 多くの班を作ることができ、他班の意見や学習状況を比較し、学習への理解を深め、学習内容を広げていくことができる。また、同学年に複数の学級があるので、学級対抗の活動により切磋琢磨することで積極性や向上心を育むことができる。</li> <li>⑤ 中学校の部活動等では、種目が豊富であり、多くの選択肢の中から自分のやりたい種目を選択することが可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校行事や部活動等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性あるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。</li> <li>② 学年内や異学年間の交流を行う際、使用施設や活動時間の調整等が難しい。</li> <li>③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。</li> <li>④ 学級数の多い学校では、音楽室や運動場の使用する際の調整が必要で、音楽の鑑賞を普通教室で行うなど、授業が制約されることもある。また、学級を2つに分けて授業を行う少人数指導も、余裕教室のない学校では実施できない。</li> <li>⑤ 校外活動において、社会科見学では多人数を受け入れてくれる施設が少ないと、また、移動に多くの時間がかかるなど、教育活動が制限される場合がある。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な複数による校務分掌等が可能である。また、人間関係に配慮した学級編制ができる。</li> <li>② 同学年や同教科の教員が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができ、多様な指導や校内研修の活性化が図れる。また、教職員一人当たりの校務分掌は少なくなり、負担が少ない。</li> <li>③ 教職員が出張、研修等に参加しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が狭くなったりした場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。</li> <li>② 特別教室や体育館、プール等の利用に当たつて授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。</li> <li>③ 教員の人数が多いため、共通理解が必要な取組を行う際の指導方針や行事計画など、綿密な打ち合わせが不可欠となる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が小さくなる。</li> <li>② P T A活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</li> <li>② 緊急時の一斉下校や保護者等への児童の引き渡しの際、児童数が多いため時間がかかる。</li> </ul>

## 4 学校の適正規模に係る近隣市の状況

県内近隣市における、「目標とすべき学校適正規模の設定数」は、下記のとおりです。

なお、自治体の規模による学校数の差異があるもの、各市ともに、小学校では12学級以上、中学校では6学級から18学級を、目標とすべき学校適正規模として設定されていることが伺えます。

市名	人口	小学校		中学校		目標とすべき学校適正規模の設定数
		学校数	児童数	学校数	生徒数	
富里市	49,416人	7校	2,026人	3校	1,109人	※平成26年2月、富里市立学校の適正配置について (答申)の文中に、国の法令等に係る記載あり。 (略)国における考え方は、1学年複数学級が確保できる12学級から18学級を適正規模としている。 (略)複式学級が恒常に設置されることのないよう にすること、つまり少なくとも各学年ごとに学級が編 制できる規模までとすること。
成田市	132,986人	20校	6,004人	9校	3,551人	小学校12～18学級 中学校12～18学級
印西市	111,318人	18校	7,808人	9校	3,181人	小学校12～24学級 中学校12～24学級
佐倉市	169,983人	23校	7,508人	11校	3,924人	
四街道市	96,387人	12校	5,288人	5校	2,565人	
八街市	66,677人	9校	2,316人	4校	1,454人	
白井市	62,404人	9校	3,267人	5校	1,888人	
大網白里市	47,960人	7校	1,991人	3校	1,178人	小学校12～18学級 中学校6～18学級
匝瑳市	33,541人	10校	1,361人	3校	769人	小学校12学級以上 中学校6学級以上
山武市	47,969人	11校	1,661人	4校	964人	小学校12学級以上 中学校9学級以上
香取市	70,197人	15校	2,521人	7校	1,476人	小学校12学級以上 中学校12～18学級
旭市	62,319人	15校	2,782人	5校	1,486人	小学校12～18学級 中学校12～18学級
東金市	56,913人	8校	2,380人	4校	1,286人	小学校12学級以上 中学校12学級以上
茂原市	86,179人	12校	3,425人	6校	1,911人	小学校12～18学級 中学校9～18学級

※人口：R6年5月1日 各市の住民基本台帳より。

※学級数・児童生徒数：R6年5月1日 学校基本調査（速報値：R6年8月）より。

※目標とすべき学校適正規模の設定数：各市ホームページ等より。空欄箇所は不明。

## 5 富里市の学校規模の状況

### (1) 各小・中学校を法令等に当てはめた場合の学校規模の分類

令和6年度及び令和12年度の見込みで、富里市の各小・中学校の通常学級数を、各法令等の学校規模に当てはめた場合、その分類は下記の表のとおりとなります。

富里第一小学校、浩養小学校、根木名小学校については、小規模校に分類されますが、令和12年度までの推計では、極端な児童数の減少が見込まれないことから、学級数もおおむね現状と差異はありません。

なお、浩養小学校は、小規模特任校の申請件数を考慮していない推計であることから、学級数の変動は下記の表とは異なる場合があります。

#### ① 小学校

年 度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校	
		過小	6学級	7~11学級		過大	
通常学級数	5学級以下	12~18学級	19~30学級	31学級以上			
R 6 年 度	現状 75 学級	富里第一小(6) 浩養小(6) 根木名小(6)		富里南小(12) 日吉台小(12) 七栄小(11)	富里小(22)		
R 12 年 度	推計 69 学級	浩養小(4) ※小規模特 認校の申請 件数を計上 しない場合	富里第一小(6) 根木名小(6)	日吉台小(9)	富里南小(12) 七栄小(12)	富里小(20)	

※ ( ) は通常学級数

※令和5年度以降、浩養小学校においては、複式学級を解消する目的で、各学年に1人ずつ担任を置く必要性から、市会計年度任用職員として小規模特認校講師を1名配置している。

#### ② 中学校

年 度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校	
		過小	4~5学級	6~11学級		過大	
通常学級数	3学級以下	12~18学級	19~30学級	31学級以上			
R 6 年 度	現状 32 学級		富里北中(6) 富里南中(7)			富里中(19)	
R 12 年 度	推計 27 学級		富里北中(6) 富里南中(6)	富里中(15)			

※ ( ) は通常学級数

## 2 学校の適正配置について

文部科学省の資料や、他市町村の事例から、学校の適正配置の手法について整理しました。

### (1) 就学区域の見直し

就学区域の見直しは、学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性、小中連携の円滑化を主な目的として実施されます。隣接する学校が適正規模を満たしていない場合は効果が薄く、規模の大きい学校と小さい学校が隣接しているような場合に有効な手法の一つと言えます。

また、人口が特定の地域に集中していると、最寄りの学校と就学指定校との距離に大きな差が出てしまうという課題も生じます。

利用する施設の数も変わらないことから、基本的に維持管理・更新等の経費も変わりません。

なお、就学区域の見直しの検討に当たっては、長年に渡って通学区域が地域に定着し、地域コミュニティなども形成されていることに配慮する必要があります。

### (2) 学校選択制

学校選択制には、主に5つの手法があります。

- ① **自由選択制**：市内全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高い一方、特定の学校へ児童生徒数の偏在性が高まる可能性があります。
- ② **ブロック選択制**：市内をいくつかのブロックに分けて、そのブロック内で希望する学校への就学を認めるものです。自由選択制には及ばないまでも、一定の選択の自由があり、選択の幅が広いため、児童生徒数が偏在する可能性があります。
- ③ **隣接区域選択制**：隣接する通学区域の学校に就学を認めるものです。通学距離が長くなり過ぎないので安全性が確保されやすく、地域コミュニティとの連携が大きく阻害されない等の長所がある一方、選択の自由度は低くなります。
- ④ **特認校制**：（4）小規模特認校の項を参照。
- ⑤ **特定地域選択制**：特定の地域に居住する児童生徒について、学校選択を認めるものです。大規模校の解消等が期待できますが、同一校区内での不平等や、児童生徒数の偏在化が生じる可能性があります。

### (3) 学校の統合

隣接校と統合することにより適正規模を満たそうとするもので、施設等の維持管理や更新等の経費が節減できるメリットがありますが、通学距離の増大等のデメリットも生じます。

統合には、主に次の3種類があります。

- ① **既存学校を活用**：既存の学校を活用することで、既存の学校の地域コミュニティが維持されて、施設も有効活用できる一方、通学距離が延びることや、統合の規模によっては施設を増設しなければならない場合があります。
- ② **新設統合**：新たな用地を確保して、複数校を統合して新設校を整備するものです。新設校のため、通学距離等にも配慮して立地を選ぶこととなります、立地の調整や新設費用等の負担が大きくなります。
- ③ **分離統合**：1校を分割して他の2つ以上の学校に統合します。どの地域で、どの学校に統合するかを検討することで、通学距離や学校規模の調整を図ることができます、1つの学校を2つ以上に分割するため、学校の地域コミュニティが分割されることが考えられます。

#### (4) 小規模特認校

小規模特認校制度は、特色ある教育活動を行っている小規模校について、学校区以外の市内全域から児童生徒の入学を認める制度です。一般的に特認校の前提となる、特色のある教育活動（地域の豊かな自然や文化の活用、地域住民の交流など）を実施する必要があります。

富里市においては、浩養小学校を、平成27年4月から小規模特認校に指定しております。

#### (5) 小中一貫教育

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行うことであり、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校があります。小学校の6年間と中学校の3年間で分けるのではなく、小学校低学年の段階から中学校卒業までをイメージした教育や、小学校の頃の学習の姿を知った上での中学校の指導を行う、という点などが特徴として挙げられます。

施設の配置については、施設一体型、施設隣接型、施設分離型などがあります。

#### 学校の適正配置の対応策

就学区域の見直し		就学区域を見直す	
大規模校	学校選択制	① 自由選択制	当該市町村の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの。
		② ブロック選択制	当該市町村をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの。
		③ 隣接区域選択制	従来の就学区域は残したまま、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの。
		④ 特認校制	従来の就学区域は残したまま、特定の学校について、就学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。
		⑤ 特定地域選択制	従来の就学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。
適正規模校	学校の統合	① 既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
		② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
		③ 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。

※その他の対応策として、大規模校においては、「校舎の増改築」「校舎の新設」という手法もある。

#### ◆ 富里市教育委員会としての現時点での考え方

富里市内小学校については、現時点では7校の状態を維持していきます。

浩養小学校については、小規模特認校に認定して市内全域からの通学を認めています。小規模校ならではの良さを生かし、更に浩養幼稚園と隣接していることから幼少連携による効果を期待することもできます。

富里市教育委員会としては、現状の学校数を維持しつつも、将来の児童生徒数の推移を注視しながら慎重に検討を進めてまいります。

## 報告事項 2

### 令和 6 年度第 1 回富里市いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日 時 令和 6 年 8 月 2 日（水）午後 1 時 30 分～

場 所 富里中央公民館 2 階 研修室大

出席者 飯野委員(浩養小校長)、佐藤委員(富南中校長)、松尾委員(七栄小教諭)、折目委員(富北中教諭)、片柳委員(中央児相)、高松委員(生安課長)、松尾委員(北総地区少年センター)、高安委員(人権擁護委員)、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、ふれあいセンター(今井)、事務局 2 名

※欠席：南委員(子育て支援課)

1 委嘱状交付

2 教育長挨拶

3 自己紹介

4 報告

・「令和 6 年度 富里市いじめ状況調査（1 学期）」の状況について

5 議題

（1）富里市におけるいじめ未然防止対策等について

（2）架空事例（検討）について

（3）その他

6 その他

### 令和 6 年度第 2 回富里市いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日 時 令和 7 年 2 月 9 日（金）午後 1 時 30 分～

場 所 富里中央公民館 4 階大会議室

出席者 飯野委員(浩養小校長)、佐藤委員(富南中校長)、松尾委員(七栄小教諭)、折目委員(富北中教諭)、片柳委員(中央児相)、高松委員(生安課長)、松尾委員(北総地区少年センター)、高安委員(人権擁護委員)、南委員(子育て支援課)、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、ふれあいセンター(今井)、事務局 2 名

1 教育長挨拶

2 自己紹介

3 報告

・富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改訂について

4 議題

（1）令和 6 年度富里市いじめ状況について

（2）令和 5・6 年度富里市内いじめ状況と重点目標について

（3）市いじめ防止重点目標の評価について

（4）いじめの初期対応強化と SNS いじめ対策について

## 5 その他

### 令和6年度第1回富里市いじめ問題調査委員会（概要）

日 時 令和7年1月23日（木）午後1時30分～

場 所 富里中央公民館2階 研修室大

出席者 野口委員(弁護士)、瀬戸委員(医師)、村松委員(臨床心理士)、並木委員、(大学講師・元校長)、小倉委員(社会福祉士)、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、事務局2名

※欠席：戸村委員(家庭教育指導員・元校長)

#### 1 教育長挨拶

#### 2 自己紹介

#### 3 報告

(1) 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改訂について

(2) 「令和6年度第1回富里市いじめ問題対策連絡協議会」の内容について

#### 4 議事

(1) 令和6年度富里市いじめ状況報告について

(2) 令和5・6年度富里市内いじめ状況解説について

(3) 事例紹介について（重大事態になったケース）

(4) 事例検討について

#### 5 その他

## 資料

### 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査結果（いじめ）と令和5・6年度富里市いじめ状況の比較

#### 【いじめの状況～抜粋～】

##### ① いじめの認知件数

＜全国＞

	R6 認知件数 (千人率)	R5 認知件数 (千人率)	R4 認知件数 (千人率)
小学校	未調査	588.930 件 (86.2)	551.944 件 (89.1)
中学校	未調査	122.703 件 (38.8)	111.404 件 (34.3)
高等学校	未調査	17.611 件 (5.4)	15.568 件 (4.9)
特別支援学校	未調査	3.324 件 (21.7)	3.032 件 (20.7)
全体	未調査	732.568 件 (57.9)	681.948 件 (53.3)

＜富里市＞

	R6 認知件数 (千人率)	R5 認知件数 (千人率)	R4 認知件数 (千人率)
小学校	190 件 (96.2)	96 件 (45.7)	70 件 (32.9)
中学校	67 件 (66.6)	64 件 (57.1)	36 件 (31.0)
全体	257 件 (83.7)	160 件 (51.4)	106 件 (31.9)

※ いじめの認知件数が増加している理由として考えられること

- 教職員のいじめ認知に対する意識が高まり軽微な事案もいじめとして認知するようになったため。
- 認知に対する意識が高まったことにより、対応が早くなり、より丁寧な対応を行うことができ、さらにいじめの早期発見にもつなげることができる。

##### ② いじめを認知した学校数

	R6 学校数	R6 全学校に占める割合	R5 学校数	R5 全学校に占める割合
全国	未調査	未調査	30.213 校	80.14%
富里市	10 校	100%	10 校	100%

##### ③ いじめの状況で「解消しているもの」の件数の割合

	R6 割合	R5 割合
全国	未調査	77.5%
富里市	52.5%	71.88%

④いじめ発見のきっかけ

	R6 全国	R6 富里市	R5 全国	R5 富里市
アンケート調査など学校の取組により発見	未調査	20.5%	50.3%	12.9%
本人からの訴え	未調査	30.9%	19.4%	25.8%
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	未調査	22.8%	12.8%	32.5%
学級担任が発見	未調査	6.6%	9.2%	8.6%

⑤いじめられた児童生徒の相談の状況

	R6 全国	R6 富里市	R5 全国	R5 富里市
学級担任に相談	未調査	50.5%	81.9%	37.7%

⑥いじめの態様

	R6 全国	R6 富里市	R5 全国	R5 富里市
パソコンや携帯電話等を使つたいじめ	未調査	12.09%	3.4%	9.0%

⑦いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数

	R6 全国	R6 富里市	R5 全国	R5 富里市
重大事態の発生件数	未調査	0件	1306件	0件

## 教育長専決事項について

報告事項3

### 後援承認一覧

：継続

令和6年度		行事名	団体名	日程	場所	申請日	承認日	担当課	備考
45	里やま塾「～屋と夜、虫との出会い、わくわく自然体験～」	NPO富里のホタル		令和7年4月19日(土)、7月19日(土)	立沢(天神谷津)	令和7年3月17日	令和7年3月19日	生涯学習課	継続
46	国際交流＆イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター		令和7年5月24日(土)～5月25日(日)	千葉県立水郷小見川青少年自然の家	令和6年12月20日		生涯学習課	継続
47	地域文化芸術振興チャリティー音楽事業	富里ロータリーカラブ		令和7年4月26日(土)	新木戸大銀杏公園	令和7年3月26日	令和7年3月28日	生涯学習課	新規
48	第13回わんぱく相撲成田場所	一般社団法人成田青年会議所		令和7年5月10日(土)	重兵衛スポーツフィールド中台	令和7年3月22日		生涯学習課	継続
令和7年度		行事名	団体名	日程	場所	申請日	承認日	担当課	備考
1	ワクワク自然体験あそび	ボースカウト富里第1団 代表 杉崎 厚		令和7年5月11日(日)	富里中央公園	令和7年4月3日	令和7年4月10日	生涯学習課	継続

## 報告事項4

## 月 例 報 告 (4月)

教育総務課

## 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	火	臨時部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
		教育委員会臨時課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
		第1回教育委員会臨時会議	中央公民館2階小会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
4	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
8	火	第1回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
14	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
22	火	第1回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
28	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長

## 2 5月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
2	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
12	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
13	火	第2回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
26	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
27	火	第2回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

## 月例報告（4月）

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

### 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
2	水	富里市校長会	中央公民館 4 階大会議室	教育長・教育部長・課長
3	木	富里市教頭会	中央公民館 4 階大会議室	教育長・教育部長・課長
7	月	市内小中学校始業式	各小中学校	
8	火	令和 7 年度中学校入学式	各中学校	各来賓等
9	水	令和 7 年度小学校入学式	各小学校	各来賓等
10	木	令和 7 年度 学校給食開始		
		就学援助担当者説明会	富里中央公民館	就学援助事務担当者

### 2 5月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
21	水	第1回八街市・富里市学校事務共同実施組織運営協議会	八街市保健福祉センター	学校教育課長・指導班・学事班

## 令和6年度 学校給食の学校別残食率

小学校名		年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	単位 %
富里小学校	令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40	9.78	5.67	9.94	12.08	13.38		
	令和6年度	残食率	15.87	17.87	18.05	19.66	17.42	16.89	13.50	12.17	10.73	13.28	9.74	15.17		
富里第一小学校	令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93	4.52	6.94	8.31	5.18	8.18		
	令和6年度	残食率	8.63	12.00	13.33	12.39	12.61	15.91	9.95	8.67	8.82	10.31	8.98	11.24		
富里南小学校	令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70	6.57	6.86	7.50	5.02	8.61		
	令和6年度	残食率	12.36	15.68	15.49	16.27	13.90	15.68	12.99	11.02	7.11	10.72	8.72	12.86		
浩養小学校	令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49	0.56	-1.94	-1.48	2.08	2.25		
	令和6年度	残食率	-5.85	-0.83	6.82	4.42	-2.62	7.11	-1.07	0.82	0.96	0.88	0.94	1.27		
日吉台小学校	令和5年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35	15.68	13.52	10.41	11.63	11.39	12.92	13.33		
	令和6年度	残食率	11.34	15.74	16.73	14.71	13.12	13.70	10.65	10.56	8.68	8.10	6.17	11.94		
根本名小学校	令和5年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64	8.82	8.49	4.35	3.82	5.51	1.91	7.14		
	令和6年度	残食率	8.02	9.41	9.40	12.46	8.14	10.30	4.50	2.91	5.84	5.86	2.82	7.37		
七栄小学校	令和5年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60	6.02	10.83	8.11	8.15	7.92	9.94	10.12		
	令和6年度	残食率	8.85	13.47	13.52	14.98	12.87	14.86	13.31	12.97	12.07	13.71	13.80	13.27		
小学校全体	令和5年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26	12.48	10.65	7.67	7.77	8.59	8.96	11.08		
	令和6年度	残食率	10.59	14.61	15.45	16.08	13.29	15.00	11.41	10.42	9.52	11.34	9.29	12.60		
中学校名		年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
富里中学校	令和5年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31	0.72	0.62	2.17	0.18	3.57		
	令和6年度	残食率	3.61	3.90	5.88	7.01	1.12	5.93	4.02	1.64	0.50	2.77	-0.95	3.21		
富里北中学校	令和5年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60	-1.84	-2.74	-2.24	2.39	-0.48		
	令和6年度	残食率	-0.98	-4.96	1.43	-0.48	-0.47	0.81	-0.76	-1.07	-3.24	-1.20	-1.32	-1.09		
富里南中学校	令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91	0.07	-1.92	-2.65	-2.16	-0.31		
	令和6年度	残食率	0.22	2.90	4.94	8.43	0.90	5.50	0.88	-2.73	-2.19	-0.96	-1.99	1.46		
中学校全体	令和5年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	2.53	3.68	2.09	1.48	2.10	3.19	3.73	3.17		
	令和6年度	残食率	2.67	2.55	6.38	6.35	1.61	6.35	3.83	0.95	0.94	2.77	0.50	3.17		
小中学校全体	令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94	5.34	5.30	6.26	6.77	8.25		
	令和6年度	残食率	7.11	9.88	12.00	12.53	7.42	11.74	8.55	6.78	6.54	8.36	6.37	8.93		

## 令和6年度分学校給食費徴収状況一覧

令和7年3月31日現在  
期間：R6. 4. 1～R7. 3. 31まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A)－(B)
富里小	29, 657, 695	27, 968, 010	1, 689, 685	94. 30%	94. 37%	△ 0. 07
富里第一小	5, 960, 300	5, 924, 380	35, 920	99. 40%	98. 62%	0. 78
富里南小	15, 179, 225	14, 669, 515	509, 710	96. 64%	96. 29%	0. 35
浩養小	3, 912, 910	3, 900, 810	12, 100	99. 69%	96. 89%	2. 80
日吉台小	15, 162, 695	15, 030, 240	132, 455	99. 13%	98. 89%	0. 24
根木名小	6, 620, 235	6, 409, 205	211, 030	96. 81%	96. 79%	0. 02
七栄小	13, 356, 930	13, 007, 395	349, 535	97. 38%	98. 07%	△ 0. 69
浩養幼	1, 847, 280	1, 838, 300	8, 980	99. 51%	91. 95%	7. 56
富里幼	2, 918, 690	2, 892, 240	26, 450	99. 09%	98. 31%	0. 78
小計	94, 615, 960	91, 640, 095	2, 975, 865	96. 85%	96. 54%	0. 31
その他	10, 261, 560	10, 261, 560	0	100. 00%	—	—
合計	104, 877, 520	101, 901, 655	2, 975, 865	97. 16%	96. 38%	0. 78

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

※その他については、中学校教職員及び給食センター職員分

## 月 例 報 告 (4月)

### 1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
1～ 23	火 ～ 水	令和7年度富里市芸術鑑賞事業 「国際コラボ版画展 in 富里」	とみらいテラス	文化資源活用班
13	日	富里市スポーツ推進委員協議会 総会	中央公民館 2階研修室	課長、スポーツ振興 班
16	水	令和7年度家庭教育学級主事・学級 長合同会議及び富里市家庭教育学 級連絡協議会定期総会	富里中央公民館 4階大会議室	教育長、課長、 社会教育班
20	日	富里市青少年相談員感謝状贈呈式 及び委嘱状交付式 富里市青少年相談員連絡協議会臨 時総会（第21期） 富里市青少年相談員連絡協議会定期 総会（第22期）	富里中央公民館 講堂	市長、教育長、課長、 社会教育班
22	火	旧岩崎家末廣別邸主屋内覧会（教育 委員）	旧岩崎家末廣別邸	教育長、部長、課長
23	水	旧岩崎家末廣別邸主屋内覧会（市 長、副市長、市議会議員、マスコミ）	旧岩崎家末廣別邸	教育長、部長、課長、 班員
24	木	富里市スポーツ少年団 総会	中央公民館 2階研修室	課長、スポーツ振興 班
26	土	旧岩崎家末廣別邸主屋一般公開式 典	旧岩崎久彌末廣農場別 邸公園	市長、副市長、教育 長、部長、部内各課
		富里市スポーツ協会 総会	インターナショナルリゾートホテル 湯楽城	市長、議長、教育長、 課長、スポーツ振興 班
28	月	富里スイカロードレース大会実行 委員会 プロジェクトチーム会議	すこやかセンター 2階会議室1	課長、スポーツ振興 班

(1) 公民館利用状況（3月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
富里中央公民館	25	176	2,090	28,556

(2) 埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（3月）

回答内容	件数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	8	48	595
遺跡なし回答	40		

(3) 体育施設利用状況（3月）

施設名称	開館、開場日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
社会体育館	25	262	4,025	39,855
トレーニングルーム	25		417	5,061
市営運動場	テニス	31	35	198
	野球	31	9	248
高野運動広場	31	29	649	6,139

2 5月予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
2	金	別邸公開記念演奏会	旧岩崎家末廣別邸	課長、 文化資源活用班
5	月	別邸公開記念講話	旧岩崎家末廣別邸	課長、 文化資源活用班
15	木	富里スイカロードレース大会実行 委員会事務局会議	すこやかセンター 2階会議室1	副市長、教育長、教 育部長、課長、ス ポーツ振興班
22	木	令和7年度富里市創年セミナー開 講式	中央公民館4階 大会議室	教育長、課長 社会教育班
28	水	富里スイカロードレース大会実行 委員会会議	すこやかセンター 2階会議室1	市長、副市長、教育 長、教育部長、課長、 スポーツ振興班

## 月 例 報 告 (4月)

とみらいテラス（図書館）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
5	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
11	金	ブックスタート	すこやかセンター	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
12	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
16	水	映画会 (ライオン)	ミニシアター	図書館職員
17	木	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
19	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
20	日	2~3歳児 親子おはなし会	おはなしの部屋	親子読書支援 コンシェルジュ
23	水	0~1歳児 親子おはなし会	多目的室	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
26	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
27	日	ブックトーク	おはなしの部屋	親子読書支援 コンシェルジュ
1 ~ 23		令和7年度芸術鑑賞事業 「国際コラボ版画展 in 富里」	とみらいテラス ギャラリーA	図書館職員

2 5月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
3	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
10	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
14	水	映画会 (お終活)	ミニシアター	図書館職員
16	金	ブックスタート	すこやかセンター	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
16	金	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
17	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
21	水	0~1歳児 親子おはなし会	多目的室	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
24	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
31	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
4/29 ～ 5/25		いのちの輝き展 (千葉県骨髓バンク 推進連絡会)	とみらいテラス ギャラリーA	図書館職員
4/29 ～ 5/18		J A共済連合会 書道・ポスター展	とみらいテラス ギャラリーB	図書館職員

### 3 利用状況

内 容	3 月	年 度 累 計
開館日数	25	284
入館者数	15, 225	194, 008
貸出者数 (団体以外)	4, 882	43, 306
貸出冊数 (団体以外)	15, 676	153, 111
新規登録者数	92	1, 240
リクエスト冊数	1, 675	18, 328
A V ブース利用回数	57	945
インターネットブース利用回数	26	407
ホームページアクセス数	7, 904	84, 809
おはなし会参加者数	5 回 18 名	41 回 183 名
臨時おはなし会参加者数	4 回 45 名	38 回 340 名
映画会鑑賞者数	2 回 97 名	26 回 859 名
視察者数	0 回 0 名	2 回 38 名

### 4 複合化に係る利用状況等

#### (1) 親子読書支援コンシェルジュ

	3 月	累計 (10 月～)
児童コーナー来場者数 (確認済)	大人 298 人 子ども 342 人	大人 1, 522 人 子ども 1, 746 人
支 援 内 容	見守り	44 人
	読み聞かせ	50 人
	絵本紹介	84 人
	行事参加	33 人
	その他	162 人

#### (2) 読書通帳活用状況

	3 月	年 度 累 計
通帳配布数	15 冊	185 冊
スタンプ数	142 個	1, 503 個

(3) 学校連携

	3月		年度累計		備考
	団体数(件)	貸出数(冊)	団体数(件)	貸出数(件)	
よむよむ便 (小学校)	0	0	21	3,150	小学校対象定期便 150冊 年3回
中学校定期便	0	0	6	600	中学校対象定期便 100冊 年2回
図書館資料活用便	0	0	5	218	小中学校対象希望制 隨時
学童便	5	200	30	1,200	希望があった 公設学童クラブ 40冊 2か月おき
らっこ便	0	0	21	840	市立幼稚園 こども園 子育て支援センター マザーズホーム 40冊 年3回
調べ学習等	0	0	39	736	小中学校対象 隨時
その他	0	0	19	185	ボランティア団体等 隨時

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 4月「芦谷重三郎と浮世絵、大河ドラマ」
- 児童書展示本 4月「この本なんさい?~読み継がれてきた子どもの本~」

(5) とみらいテラスギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
4月	ギャラリーA	令和7年4月1日 ～4月23日	令和7年度芸術鑑賞事業 「国際コラボ版画展 in 富里」